

知っていますか?

# 遺伝子組み換え表示制度

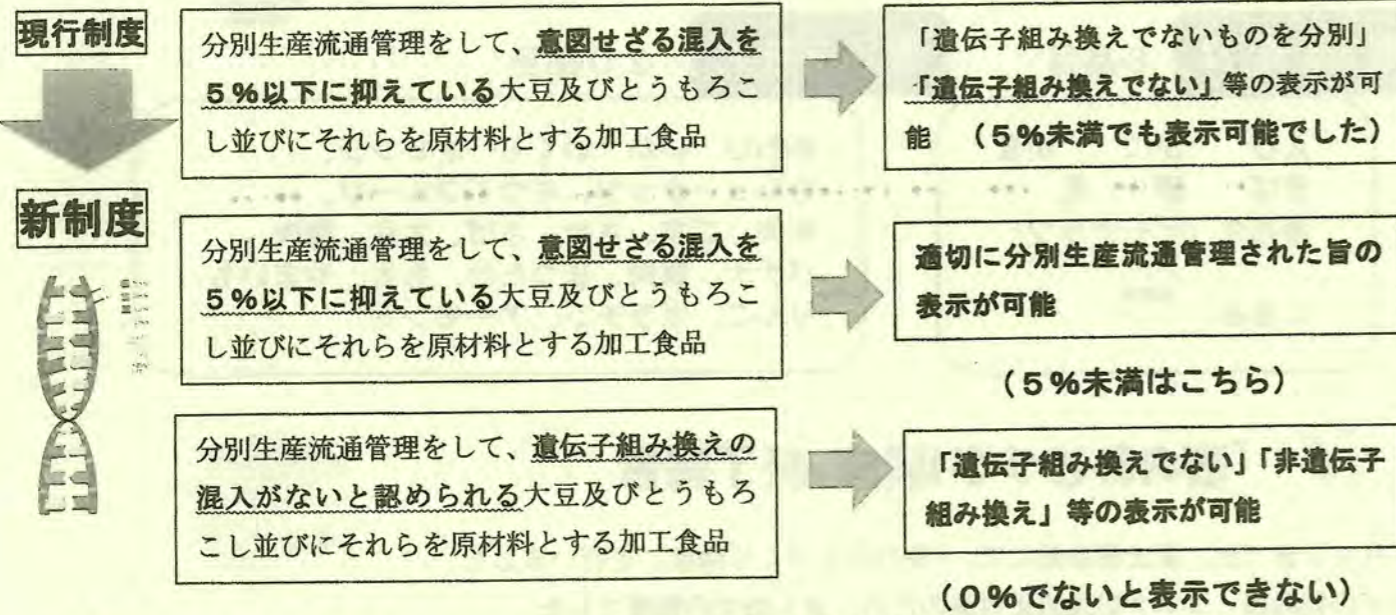
2023年4月1日から遺伝子組換え表示制度の内容が改定され、食品によって現行と異なる表示方法になります。



遺伝子組換え食品の表示制度については、2001年4月から、本格的にスタートしました。しかし、食品の表示についてはそれまで食品衛生法、農林水産物資の規格および品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、健康増進法という目的の異なる3つの法律により規制されており、情報提供制度が複雑で分かりにくいということが問題でした。

そこで、消費者庁は2011年9月より、食品表示一元化検討会で検討を行い、食品表示法が成立。この法律の施行により、それまでより分かりやすい食品表示制度になったことで、消費者が口にする食品の安全性を確保し、自主的・合理的な食品選択の機会を与えられることになることをめざしています。さらに食品表示基準に基づく任意表示の制度が、令和5年4月1日から新たに変更されました。（消費者庁HPより）

## 《任意表示制度の変更点》



遺伝子組み換え食品の流れと、経過を少々載せましたが、消費者庁のHPから引用しました。今まで食品メーカーは、遺伝子組み換え作物の混入率が5%未満の場合は「遺伝子組み換えでない」と表示できましたが、今月からは、0%以外は「適切に分別生産管理された」という表示となり、消費者には少々わかりにくくなったような気がします。また任意表示でもあるので非表示の会社も多くなるのではないかと危惧しています。

また最近ではゲノム編集作物も話題になっています。ゲノム編集技術とは、生物の遺伝情報をつかさどるDNAの特定部分を酵素で切断することで、ゲノムの遺伝子情報を変化させる技術です。このゲノム編集したものかどうかを判別することができないのでゲノム編集表示は義務化ができないそうです。

今後も動きに注視して詳細を掲載したいと思います。

# 協会だより 4月号



釧路消費者協会 釧路市黒金町7-5 釧路市役所 2階  
電話24-2037 fax 24-2075  
発行 令和5年4月12日

## 協会の動き

4月 5日 (水)	三役会議
7日 (金)	監査
10日 (月)	広報編集会議
12日 (水)	協会だより発送
19日 (水)	釧路消費者協会総会・理事会
5月 1日 (月)	月間パネル展 (コアかがやき)



釧路のシンボル幣舞橋

## 基幹産業と人口減

事務局長 武弓 寿美子

今年は例年になく雪解けが進み、春の訪れが早く、冬物のコートや靴からの衣替えが早く感じられました。

年度が変わる3月から4月は人の動きが多い季節です。学生にとっては卒業・入学の旅立ち。社会人にとっては人事異動で転勤。親しい人達との別れの寂しさ、新しい人達との出会いの嬉しさ、と感情の振り幅に追いつけない時期でもあります。

かつては、企業の支社も多く、離釧する人達を駅のホームで見送っている光景を記憶している方もいらっしゃるのではないのでしょうか。



このような時代を知っている方々には、2月末の釧路市の人口統計で、16万人を割ったことは信じがたいことだと思います。

1980年代をピークに減少し続けており、背景には基幹産業の落ち込みと、都市部への人口流出、急速に進む少子高齢化などがあるようです。学校の児童・生徒数は大幅に減少し、統廃合も進んでいます。

道内では釧路市だけでなく、札幌圏などの数市町を除いて人口減少が続いています。このままだと地域社会の存続が危ぶまれ、そのような地域が担ってきた農業、水産業などが維持できなくなり、日本の重要な食料基地という北海道の役割も果たせなくなってしまいます。

釧路根室地方の基幹産業の一つである酪農は、昨今の窮状もあって離農が増え、道は2023年には道内全体で離農戸数が200戸を超えるという見通しを示しています。国の政策や支援を含め官民一体で取り組む必要があるのではないのでしょうか。

私達、消費者としては、釧路管内や道産の牛乳・乳製品を購入することで酪農を応援できます。釧路消費者協会も、微力ながら牛乳・乳製品をはじめ、地元や北海道の農水産物の消費拡大の力になるよう、今年度も活動したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

## 5月は消費者月間です！

今年度は「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～」をテーマに、街頭啓発・パネル展・バス研修の3つの事業を計画いたしました。コロナもかなり減少してはいますが、感染防止対策をしたうえでいきます。特に街頭啓発やバス研修ではマスク使用や消毒等の飛沫感染対策を継続して実施します。

今年は市内3か所で、街頭啓発活動を行いますので、お出かけの際に見かけた時はぜひ声をかけてください。詳しくは別紙をご参照ください。



## 令和5年度総会についてのお知らせ



3月号でもお知らせしましたが、令和5年度の定期総会は皆様に出席いただく対面での開催となります。今回、会員の皆様と一堂に会す機会となりますことに、役員一同ほっとしています。まだ若干の感染者が毎日でておりますので感染拡大防止対策を十分にとり進めて参りたいと思います。会員のみなさまには、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

## イオン釧路昭和店のフードドライブはじまりました

イオン北海道株式会社と釧路市は、食品廃棄物削減の取り組みを推進するため、「イオン釧路昭和店」の、食品セルフレジ横に専用コーナーを設置し、本年4月から、毎月5日～11日の期間に定例として実施します。

フードドライブは、家庭で消費されずに残っている、未開封で賞味期限内の加工食品を店舗で回収。必要とされている団体に届けることによって食品廃棄量削減に繋げる取り組みです。

「イオン釧路昭和店」で回収された食品は、釧路市を通じて生活相談支援センターらしごと、NPO法人ワーカーズコープに、それぞれ寄付いたします。道内の中でも1人当たりのごみ排出量が多い釧路市において、食品ロス削減の行動はごみ減量化につながるものであり、環境・福祉の両面から意義のある取り組みとなります。

なお、釧路消費者協会では、常設して行っております。多くの皆様に、フードドライブへのご協力をお願いいたします。



## 組織啓発委員会パネル展終了

～令和4年度最後のパネル展終了！～

令和4年度最後のパネル展をコア大空にて開催しました。18歳成人開始となった昨年春から、消費者被害拡大防止に向けた注意喚起を目的にパネル展を独自に5回、他に消費者月間・まなトピア・消費者まつりにと実施してきました。

従来大人の被害も年間950件以上に上りますが、新成人となった若い方の被害も大都市圏で発生しているようです。新年度でも引き続き注意喚起を行っていきたく思います。



## くるみアレルギー表示義務へ — 特定原材料は8品目に —

令和5年3月9日付けで、食物アレルギーの義務表示対象品目(特定原材料)に「くるみ」が追加され、食品中にくるみを含む場合、アレルゲンとして表示することが義務付けられました。改正には、経過措置期間がありません(令和7年3月31日まで)



表示義務 8品目

表示を推奨 20品目

えび かに 小麦  
そば 卵 乳  
落花生(ピーナッツ)

くるみ 

あわび いか いくら オレンジ、  
カシューナッツ、キウイフルーツ、  
牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、  
バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、  
りんご、ゼラチン、アーモンド

## 「春のみそづくり講座」終了報告

3月25日(土) 富士見会館にて、「春のみそづくり講座」を行いました。昨年の秋同様、コロナ感染防止対策のため、少人数での開催でした。

今回、初めての方々も、こねる作業では大変そうでしたが、それぞれ楽しみながら行っていました。また、何度か参加されている方々も「一人で作るよりも、みんなで作ると楽しい」、「みそづくりの情報を教えてもらい参考になった」などの声もありました。皆さん、みそが完成するのを楽しみにしておられ、手間のかかる作業でも充実した様子でした。



5月は消費者月間です！

デジタルで快適、消費生活術

～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～

釧路消費者協会  
シンボルマーク



2023年度  
釧路消費者協会

5月は消費者月間

生命保険に関することはご相談下さい

生命保険相談所 釧路連絡所

22-6027

釧路市末広町9丁目2-5日本生命末広ビル6階  
生命保険協会 釧路協会内

安全・安心、おいしい牛乳を食卓へ

世界に誇る一杯を。



釧路地区酪農対策協議会

釧路の水産加工品を全国へ！



ホームページ



フェイスブック

釧路水産加工振興協議会

(事務局 釧路市水産課内 TEL 22-0191)

5月30日は消費者の日

釧路商工会議所

会頭 栗林 定正

釧路市大町1-1-1 TEL 41-4141



自販連釧路支部緑化事業キャンペーン  
あなたの1台がエコになる。

一般社団法人

日本自動車販売協会連合会釧路支部  
釧路自動車販売店協会

支部長  
会長 坂根 篤

釧路市鳥取大通6丁目1番1号 ☎ 51-2232

フードドライブへの  
ご協力をお願い致します

食べ物を無駄にせず、ごみの減量にもなり、  
食べるものが必要な方へお届けできる取り組み  
です。

釧路消費者協会では、随時、加工食品（冷凍・ア  
ルコールを除く）を受け付けています。

釧路市黒金町7-5 釧路市役所2F  
釧路消費者協会事務局 ☎ 0154-24-2037

# 5月は消費者月間

## デジタルで快適、消費生活術 ～デジタル社会の進展と消費者のくらし～

5月は消費者月間です。毎年、テーマを定めて全国的にキャンペーンが展開され、様々なイベントが行われます。令和5年度のテーマは「デジタルで快適、消費生活術 ～デジタル社会の進展と消費者のくらし～」です。1968年、昭和43年5月30日に、消費者の利益の擁護を図り、国民の生活の安定と向上を目的として「消費者保護基本法」が制定されました。その法制定20周年を記念して、1988年、昭和63年に5月が「消費者月間」と定められました。

### 【パネル展】

5月 1日(月)～5月11日(木) コアかがやき  
5月 1日(月)～5月31日(水) イオンモール釧路昭和  
5月16日(火)～5月25日(木) 釧路中央図書館

### 【街頭啓発】

5月 9日(火) 11:00～ イオン釧路昭和店  
5月11日(木) 11:00～ コープさっぽろ中央店、ビッグハウス旭町店

### 【バス研修】

5月30日(火) 9:00～14:30

★定員：20名

★参加料：無料 昼食代：自己負担 釧ちゃん食堂（※事前申込が必要です）

★内容：バス料金WAON決済体験・スマホの使い方講座・釧路湿原野生生物保護センター見学

★集合場所は釧路バス本社です。車でお越しの場合は駐車スペースをご利用下さい

※【バス研修】の申し込みは5月8日(月) 10:00～ 釧路消費者協会 (TEL24-2037) へ



消費者月間事業実行委員会事務局  
〒085-0018 釧路市黒金町7-5  
TEL 24-2037

〈主催〉消費者月間事業実行委員会（釧路市 釧路消費者協会）

〈後援〉釧路商工会議所、北海道新聞釧路支社、釧路新聞社、FMくしろ

〈協賛〉釧路市商店街振興組合連合会、釧路地区酪農対策協議会、釧路水産加工振興協議会、釧路自動車販売店協会、生命保険協会 釧路協会